

介護保険施設等身体拘束実態調査票記入要領

令和4年7月1日現在の状況を別添の介護保険施設等身体拘束実態調査票に記入し、調査票のみ返送してください。

1 施設の概要

(1) 施設の施設名・電話番号・種類番号・担当者名をご記入ください。

種類番号：①特別養護老人ホーム、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設、
④介護医療院、⑤特定施設入居者生活介護、⑥認知症対応型共同生活介護、
⑦軽費老人ホーム、⑧養護老人ホーム、⑨有料老人ホーム

※1 特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム、養護老人ホーム、
有料老人ホームは⑤を選択してください。

※2 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホームのうち、総定員全てが特定施設
入居者生活介護指定を受けている場合は、特定入居者生活介護として回答することと
し、総定員数の一部のみ特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、特定施
設入所者生活介護分とそれ以外の施設分の状況をそれぞれ別葉でご回答ください。

担当者名：調査票記入者の氏名

(2) 定員・入所者（入院者）数をご記入ください。

（特養、老健、療養型、医療院については、併設の短期入所生活介護・短期入所療養介護の人数を合計し
てください。特定施設については、介護保険適用になっている入所者数を記載してください。）

2 身体拘束の状況（以下、該当する番号を調査票にご記入ください。）

(1) 令和4年7月1日現在、身体拘束を行っていますか。

- ① 現在行っている。（以下、(2)にお進みください。）
- ② 現在行っていない。（以下、(4)にお進みください。(5)以降もご回答ください。）

(2) 身体拘束を行う場合、「緊急やむを得ない三つの要件」をすべて満たす状態であることを、「身
体拘束適正化委員会」等で検討、確認し記録しておくことが必要です。

その上で、身体拘束を行うに至った理由をご記入ください。

(参考)

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急
やむを得ない場合」には身体拘束が認められていますが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件
を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

- 一. 切迫性（本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い）
- 二. 非代替性（身体拘束以外に代替する介護方法がない）
- 三. 一時性（身体拘束が一時的なものである）

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

(3) 身体拘束の廃止に向けて、困難なことは何ですか。（複数回答可）

- ① 拘束を廃止するための介護の工夫方法等がわからない。
- ② 事故が起きた場合の、家族の苦情や損害賠償請求が心配である。

- ③ 介護・看護を行う職員が不足している。
- ④ 拘束をしなくても済むような機器・設備の開発や導入が遅れている。
- ⑤ 安全のため、本人や家族が拘束を希望する。
- ⑥ 施設の責任者（管理者）や職員の拘束を廃止しようとする意欲が不足している。
- ⑦ その他（調査票に具体的にご記入ください。）

(4) 身体拘束適正化のための指針（マニュアル）を定めていますか。

- ① 定めている
- ② 定めていない

(5) 身体拘束を行う場合、誰の判断により身体拘束を行いますか。

- ① 医師又は施設長、管理者が判断し介護現場に指示している。
- ② 介護又は看護の現場職員の意見を元に医師又は施設長、管理者が判断し、介護又は看護の現場に指示している。
- ③ 各職種で構成する「身体拘束適正化委員会」で検討のうえ判断する、又は「施設サービス計画」の作成を通じ判断するなど、全職種の施設職員が共同して判断している。
- ④ 介護又は看護の現場職員が判断している。
- ⑤ その他（調査票に具体的にご記入ください。（別紙可））

(6) 身体拘束に関する記録について、どのように行っていますか。

- ① 身体拘束を実施するつど、当該入所者の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録している。
- ② 当該入所者の状態に変化があった際に、その様態及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録している。
- ③ 身体拘束適正化委員会に諮った際に、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録している。
- ④ 記録を行っていない。
- ⑤ その他（調査票に具体的にご記入ください。（別紙可））

(7) 身体拘束適正化に向けて、施設としてどのように取り組んでいますか。（複数回答可）

- ① 身体拘束適正化委員会を3か月に1回以上開催し、マニュアルの整備や、身体拘束をしないケアの検討を行っている。
※3か月に1回以上の頻度で行っている場合も含まれます。
- ② 身体拘束適正化に向けた取組を文書にまとめ、全職員に配布している。
- ③ 施設内の各種会議において身体拘束の適正化に向けた取組について周知徹底している。
- ④ 年度当初に身体拘束の適正化に向けた取組について周知徹底している。
- ⑤ 身体拘束適正化に向けた研修を年2回以上開催している。
※令和4年7月1日時点では2回以上行われていないが、例年年2回以上行っている場合も含まれます。
- ⑥ その他（調査票に具体的にご記入ください。（別紙可））

3 身体拘束の適正化に向けた取組における課題（又は問題）がありましたら調査票にご記入ください。（別紙可）